# 登記事務の停止の解除について

県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）の施行に係る太田・下巾地区土地改良事業について、下記事務停止区域内の不動産に関する換地処分の登記が本年１月３０日に完了し、登記事務の停止を解除したのでお知らせします。

令和５年１月３１日

盛岡地方法務局

記

**管轄登記所　　盛岡地方法務局花巻支局**

**事務停止区域**

和賀郡西和賀町

**沢内字太田２地割、７地割、８地割、９地割、１０地割、１１地割、１２地割、１３地割の一部**